

(別紙第二)

引揚後護艦復員局  
第一復員局残務處理部長

正洋備明鮮人代表

正衣 槐 植 誠

存島丸事件の真相及びに遭難者遺骨處理に  
關する要請書について

昭和二十五年二月一日附頁から洋備海上保安本部長宛に提出された首題  
要請書は海上保安廳から富部に移転を受けました。  
御來旨の遭難者に對しては全く同情に感えません。が、海軍がこの事件に對  
し人道的に且つ誠意を盡して善處或して來た詳細な記録が富部に保管され  
て居り又これを引継ぎました富部としても全く同一の方針を以て目下其の  
處理を進めて居るのであります。が、御申出の主旨に根本的な誤解もあるやに

7

見受けられますので一應左記の通り回答致します。

記

一、要請書の主文について

昭和二十年八月二十四日存島丸が洋備灣内に於て沈没し多数の便乗者が  
遭難したと及び溺死者の丁部は遺骨が同船内に未處理の儘今日迄成直  
されて居る旨であること、此の二點は眞實であると認められるけれども  
その他は全面的に眞實無誤であり、單に各間の存託をその儘運べられた  
に過ぎないものと認められます。その主眼を細のみを列挙すれば次の通  
りであります。

(1) 便乗者の八千数百名と請ふ數字について

富部が四ヶ年有餘に亘る周密な調査の結果便乗者名簿に登録した員  
数は三、七三五名であります。外に正式の便乗手續を経ること無く所  
謂不法乗船した者が若干あつた候條ですが其の負傷、氏名は終戦後當  
明鮮人聯盟側が責任を以て調査することを約したに拘らず示済の儘今

日に至つて居ります。當部としては一應名簿外便乗者は二〇〇名乃至三〇〇名程度であらうとの推定一相當の積載を有す一の下に諸般の準備を進めて居ります。従つて朝鮮側に於てもその積載を六十名と推し又は八十名と推し百名と主張されるならば是非其の明確にして責任ある根拠を提示されることを希望いたします。その提示がない限り浮島丸沈没當時の犠死者が数千名であつたとの責駁の言ひ分を當部は絶対に容認することは出来ません。

(四) 浮島丸の難儀奇蹟が埋田不昧とある點について  
其の埋田は明確であります、  
即ち連合軍最高司令官から連合軍進駐に伴う對日本政府要求事項の又審番第三において昭和二十年八月二十四日午後六時以降日本全船の航行が禁止せられ又海上に於る船舶は米國太平洋艦隊司令長官の命する救済の港灣に入泊すべき旨規定されて居りました。これに基つて舊日本海軍省は航行中の船舶に對しその航行を命令したから浮島丸も之に従ひ難儀に入港したことが明白であります。

(五) 日本政府が本件の處理について何等の對策を持たぬとの點について  
舊海軍省から第二復員官を経て第二復員局長務處理部に至る迄日本政府機關として始終一貫した方針と對策を堅持して參つて居ります。即ち便乗者の搬送は舊海軍省が朝鮮人に寄せた特別な好意の取計いであり、且つ遭難の原因は全く不可抗力でありますから舊海軍省としては當時何等の責任も義務もないものと判断されたけれども人道的考慮に於いて日本國法の計す限りにおいて遭難者に對し特別有利な措置を採ることに決定したのであります。

而して本件の解決に對する朝鮮側との折衝は昭和二十年十二月上旬から同二十一年三月上旬迄約半年の長きに亘り當時の朝鮮人聯盟と第二復員官との間に進行せられた結果我方としては多額の慰勞金を準備し遺骨と共に之を聯盟側に引渡すために努力致しました。然るに聯盟代表は遭難者の員數に關し我方の誠意あり且つ責任ある名簿を疑い、

獨目の責任において調査を実施するからそれが終了する迄解決を猶願  
ありたい旨を申出でて來ました。  
我が方はその申出を信じ連絡を供つこと實に約四年に及びました。  
此の間富部としても成し得る限りの努力を盡してその真相究に便乗者  
名簿の完壁を期して参りました。  
一方朝鮮人聯盟は昨十月日本國法に依り解散を命ぜられましたので  
富部としては交渉の相手を失うに至りました。  
然れども富部としてはこれ以上本件の處理を遷延せしめたくない為昨  
冬以來諸般の準備を爲し、各團體目を中央に集合せしめた上内地人の  
別の種遺難者に対する場合と同様の處理方針を以て目的的に具體的安  
撫を決定致したのであります。

### 三 安撫諸事項について

御安撫の趣旨は十分了解し又同種被害の發露に心から敬意を表する次第で  
ありますので誠意を以て努力は致しませうけれども諸般の事柄によつて御

安撫の全部を充足することは出来ませんが、次の各項目を御可なりは補  
神に於て實意に旨するものとして御了承相成るものと信じます。

#### (1) 遺骨の調査並びに處理について

速く遺體を歸し慎重に取扱うことは勿論、法規に従つて支那可能  
な結果については支拂をなし得るよう處理を進めて居ります。

#### (2) 被害者名簿の公表について

名簿のみならず事件の真相も公示する準備は既に整つて居ります。然  
し各種の機微な政治情勢への影響もあると察せられるから富部として  
は其の公表はUHQの何分の指示を俟つて決定致したいと存じます。  
又非公式ならば會聯盟に對しては既に名簿の寫を手交した關係もあり  
安求者の性格、權威に應じてその一部分の内覽、提示を行つても別に  
差支ないものと認めて居ります。

#### (3) 慰靈祭の施行と慰靈塔の建設について

UHQの内意に基き目としては實行出来ないことになつて居ります。

但し境地の宗敎團體又は朝鮮人側等に於いて自由意志に依りば施されることには異議はありません。

曰其の他

處理委員の細目が詳細地方役員殘務處理部長宛に指示してありますから同部は直接御連絡を希望します。

三今後の朝鮮側との折衝について

日本政府の各機關が公的に第三國と交渉することは日比もから禁止されて居りますので當部から相繼的に折衝を求めるともその方法もありませんから若し當部の自主的な處理方針に對し朝鮮側に於いて疑義がある場合は責任ある代表から日比も及び外務省を通じ所望の要求が提起されるなければならぬものと忌憚りたして居ります。

然し乍ら今回の貴族の要求の如く非公式なものと認められた場合は從來我方が舊朝鮮人聯盟からの交渉に應じた趣旨と程度に於て必要な應答を致す所存であります。此の場台も貴方としては朝鮮民國等の相當の責任

ある代表によられることを希望致します。